平成２２年（フ）第７３６号
大阪府高槻市永楽町１番11号
債務者　篠原　修一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８号
大阪市生野区新今里７丁目４番13号　メゾンフレール302号
債務者　ナナこと福井輝珠こと　趙　　輝珠
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２４号
大阪府吹田市川園町54番１号、前住所大阪府豊中市豊南町東３丁目９番８―404号
債務者　北野　雅恵
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番46号　カミーノショウナン705号
債務者　門田佳代子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６３号
大阪府八尾市桂町１丁目38番地市営住宅31―18号
債務者　戸口　孝司
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６７号
大阪市城東区関目２丁目18番４―1105号
債務者　武内　貴子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００７号
大阪市住吉区長居東４丁目５番６―1010号
債務者　田中　次郎
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０３３号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ８―201号
債務者　井之上逸男
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６８号
大阪市平野区喜連２丁目６番８―107号
債務者　西口　雄基
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６９号
大阪市住吉区山之内１丁目23番27号　志村ハイツ303号
債務者　二神　清一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７１号
大阪市住之江区御崎５丁目17番21号
債務者　瀬戸西　務
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮408号
債務者　高橋　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０８０号
大阪市西淀川区姫島２丁目４番29―301号
債務者　豊秦亜由美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８５１号
大阪府柏原市堂島町４番15号
債務者　西村　育代（旧姓竹野）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２８号
大阪府富田林市大字嬉283番地69
債務者　ナカタ木材商店こと　中田登己雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２９号
大阪府富田林市大字嬉283番地69
債務者　中田千鶴代
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９６３号
大阪府大阪狭山市東池尻１丁目2147番地の１１―712号
債務者　中岡　正樹
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係